

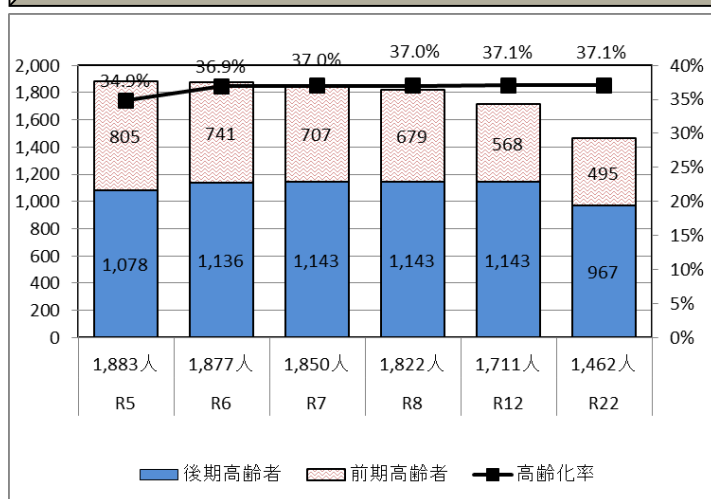
第9期大樹町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(概要版)

町では、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期計画を策定しました。

今後も高齢者人口の増加が見込まれる中、本計画においても、高齢者がその有する能力に応じ、住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう「医療・介護・予防・住まい・生活支援サービス」が切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の推進に向けた取組みをより一層進めることとしています。

計画の実現には、住民や事業者、関係団体等との連携・協働が不可欠となりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いします。

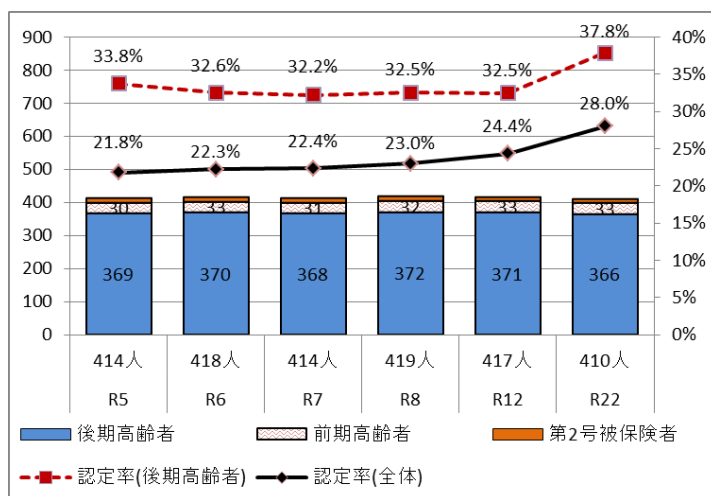
◀ 高齢者人口と要介護等認定者数の推移と見込 ▶



◎ 高齢者人口

- 65歳以上の高齢者人口減少傾向。ただし、総人口が減少傾向のため、高齢化率は増加
- 75歳以上の後期高齢者は横ばい傾向
(令和7年に団塊の世代が後期高齢者になります)

※前期高齢者：65～74歳、後期高齢者：75歳以上



◎ 要介護等認定者数

- 認定者数は横ばい、認定率は増加の見込
- 認定率の高い後期高齢者が増加
- 令和12年には高齢者の4人に1人が要介護等認定者になる見込み

◀ 第9期計画期間中の主な取組み ▶

1 生きがい対策の充実 ※括弧内は主な取組み内容

1) 生きがい・仲間づくりの推進

- ☞ 老人クラブの活動支援
- ☞ ことぶき大学、自主学級事業の実施
- ☞ 世代間交流の推進

2) 高齢者の社会参加の促進

- ☞ 高齢者の就労機会を提供するシルバーセンターの活動支援
- ☞ ボランティア活動への参加促進（ボランティアポイント等の活用）

2 介護予防・健康づくり・地域支援体制の充実 ※括弧内は主な取組み内容

1) 介護予防の充実

- ☞ 介護予防教室の充実、普及啓発（PDCA サイクルに沿った推進）
- ☞ リハビリ専門職の関与の促進
- ☞ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進（データ分析による課題把握と個別支援）

2) 健康づくり・疾病予防の推進

- ☞ 健康相談・健康教育の充実（運動機能や口腔機能の維持・向上の取組み支援）
- ☞ 健康診査の充実（健診未受診者の減少を図り、生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進）
- ☞ 保健指導の充実（保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による健康指導の実施）

3) 生活支援サービスの充実に向けた取組み

- ☞ 生活支援の推進（生活支援コーディネーターによる地域資源の把握・開発、支援が必要な人とのマッチング）
- ☞ 生活支援の担い手育成（ふれあいサポーターの養成や地域サロンの充実）

4) 相談・支援の充実

- ☞ 相談支援体制の充実（ヤングケアラー含む家族介護者の相談・支援）
- ☞ 重層的支援体制整備の構築（複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため他分野と連携・協働を推進）
- ☞ 介護予防ケアマネジメントの実施（要支援者の介護サービスや福祉サービスの利用調整や支援の実施）

5) 生活支援サービスの提供

- ☞ 生活支援のための多様なサービスの提供（配食サービス事業・福祉車両貸出事業
介護タクシー利用料金助成事業・介護用品支給サービス事業・除雪サービス事業
ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置設置事業・高齢者等通院交通費助成）

3 高齢者にやさしい住生活環境づくり ※括弧内は主な取組み内容

1) 安心できる居住環境の確保

- ☞ 安心できる居住環境の確保（住宅改修、資金貸付事業、民間事業者を活用した住宅整備）

2) やさしい生活環境整備の推進

- ☞ 道路や公共施設等のバリアフリー化、コンパクトなまちづくりの推進

4 在宅医療・介護連携の推進

1) 医療・介護資源の把握
☞ 医療・介護サービス機関等のマップ・リストの作成、活用
2) 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の協議
☞ 介護関係者等の会議による在宅医療・介護連携の課題解決の協議
3) 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の充実
☞ 在宅医療、在宅介護が一体的に提供される体制の構築
4) 医療・介護関係者の情報共有の支援
☞ デジタル技術を活用し、医療と介護の連携を円滑に進めるための情報基盤の整備
5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
☞ 在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口の運営、医療機関・介護事業者相互間の紹介
6) 医療・介護関係者の研修の実施
☞ 医療・介護関係者など多職種連携の研修会の実施
7) 住民への普及啓発
☞ パンフレットの作成・配付、講演会開催による住民理解の促進
8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村との連携
☞ 帯広市や近隣市町村などの 広域連携が必要な事項についての協議

5 認知症施策・権利擁護の推進 ※括弧内は主な取組み内容

1) 早期発見・早期対応の体制整備
☞ 訪問や相談による認知症初期症状の発見・対応（「共生」と「予防」の取組）
☞ 認知症初期集中支援チームによる早期支援体制の促進
☞ 認知症地域支援推進員や精神科医との面談による相談業務、関係機関の連携・支援の促進
2) 地域における認知症支援体制の構築
☞ 認知症サポーター養成、あいじゅカフェ（認知症カフェ）の継続実施、認知症ケアパスの作成
☞ 徘徊高齢者等 SOS ネットワークシステムの実施
3) 高齢者虐待防止の取組み
☞ 大樹町高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催、虐待に関する普及啓発
4) 権利擁護の推進
☞ 日常生活自立支援事業の活用、成年後見制度の利用支援

6 地域支え合いネットワークの構築 ※括弧内は主な取組み内容

1) 介護サービス等の提供基盤の整備
☞ 地域包括ケアシステムの構築（2040年を見据えた継続的な支援体制）
☞ サービス提供基盤の整備手法の検討
2) 日常生活圏域における必要利用定員総数の設定
☞ 地域密着型サービス事業所等の基盤整備の検討
3) 小地域ネットワーク事業の支援
☞ 地域のつながりを構築するための小地域ネットワーク事業の支援
4) 災害・感染症対策の推進
☞ 地域における防災・感染症対策の推進、避難行動要支援者支援事業の推進（物資の備蓄、設備等の整備）

7 サービスの質の向上、福祉・介護人材の確保及び育成 ※括弧内は主な取組み内容

1) サービスの質の向上
☞ 苦情の活用方法、事故の未然防止などサービス向上の方策の検討（介護ロボット・ICTの活用等）
2) 住民・事業者へのわかりやすいサービス情報の提供
☞ 利用者に対する情報提供方法の検証、事業者への継続的な情報提供の推進
3) 介護福祉士不足等の課題に向けた検討
☞ 十勝定住自立圏等、市町村が連携した課題解決への取組み
4) 担い手の拡大に向けた取組み
☞ 職場見学等の実施、高校生・住民を対象とした介護職員初任者研修の実施
☞ キャリアアップ支援の検討

8 介護保険制度の円滑な運営 ※括弧内は主な取組み内容

1) 介護給付の適正化
☞ 要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報等との突合
2) 普及啓発・情報提供の充実
☞ 広報紙の活用や相談・訪問時などの普及啓発・情報提供の充実
3) 低所得者の介護保険サービス利用者負担額軽減事業の実施
☞ 低所得者の利用負担額の軽減事業（社会福祉法人等利用者負担軽減事業、介護サービス利用者負担軽減事業）

《 サービス利用者数・介護サービス給付費の見込 》

要介護等認定者数の増加に伴いサービス利用者数も増え、給付費の増加傾向が今後も想定されます。介護サービス全体の給付見込額は、3年間の合計で約17億5,000万円と見込んでいます。

区 分	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	合計 (R6～R8)
サービス利用者	329人	330人	336人	340人	1,006人
居宅サービス	213人	217人	223人	227人	667人
居住系サービス	12人	11人	11人	11人	33人
施設サービス	104人	102人	102人	102人	306人
介護サービス給付費	575,916千円	576,052千円	585,433千円	588,514千円	1,749,999千円
居宅サービス	209,111千円	207,706千円	216,341千円	219,141千円	643,188千円
居住系サービス	26,717千円	27,588千円	27,623千円	27,623千円	82,834千円
施設サービス	300,542千円	301,734千円	302,116千円	302,116千円	905,966千円
その他サービス	39,546千円	39,024千円	39,353千円	39,634千円	118,011千円

※ 居宅サービス：訪問介護、通所介護等

※ 居住系サービス：有料老人ホーム、認知症対応型グループホーム等

※ 施設サービス：特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設

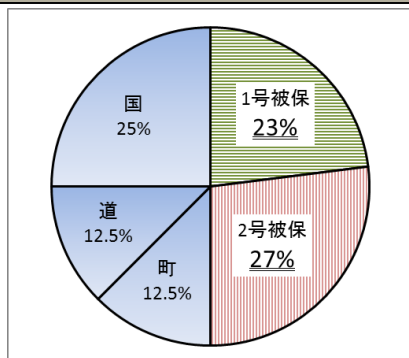
※ その他サービス：特定入所者介護サービス等費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料

《 地域支援事業費の見込 》

地域支援事業は、高齢者ができるだけ地域で自立した生活を営むことを支援する大樹町のサービスです。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の各事業について、予想される地域支援事業費の見込額は、3年間の合計で約2億3,600万円と見込んでいます。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計 (R6～R8)
介護予防・日常生活支援総合事業費	31,535千円	31,824千円	31,824千円	31,824千円	95,472千円
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	26,810千円	26,830千円	26,830千円	26,830千円	80,490千円
包括的支援事業（社会保障充実分）	20,065千円	20,150千円	20,150千円	20,150千円	60,450千円
合 計	78,410千円	78,804千円	78,804千円	78,804千円	236,412千円

◀ 介護保険費用の負担割合 ▶



介護保険サービスの費用は、公費（50%）と保険料（被保険者 50%）で負担します。

第9期計画期間中の第1号被保険者の負担率は、第8期計画と同様です。

※1号被保：65歳以上、2号被保：40～64歳

◀ 第1号被保険者介護保険料 ▶

◎ 第9期保険料 5,800円（月額）【第8期保険料 5,800円】

◎ 弾力化の実施

第8期に引き続き負担能力に配慮した保険料率を設定しました。

- ・第4段階 0.90 ⇒ 弾力化後 0.833

◎ 公費による低所得者介護保険料軽減の（一部）実施

介護保険費用負担の公費（50%）とは別枠で、消費税を財源とする公費により保険料率を軽減します。

- ・第1段階 軽減前 0.300 ⇒ 軽減後 0.285
- ・第2段階 軽減前 0.500 ⇒ 軽減後 0.485
- ・第3段階 軽減前 0.700 ⇒ 軽減後 0.685

表 介護保険料基準額の算定

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
A 標準給付費見込額	576,051,019円	585,432,915円	588,514,019円	1,749,997,953円
B 地域支援事業費 (C+D+E)	78,804,000円	78,804,000円	78,804,000円	236,412,000円
C 介護予防・日常生活支援総合事業費	31,824,000円	31,824,000円	31,824,000円	95,472,000円
D 包括的支援事業・任意事業費	26,830,000円	26,830,000円	26,830,000円	80,490,000円
E 包括的支援事業（社会保障充実分）	20,150,000円	20,150,000円	20,150,000円	60,450,000円
F 第1号被保険者負担分相当額 (A+B)*23%	150,616,654円	152,774,490円	153,483,144円	456,874,288円
G 調整交付金相当額 (A+C)*5%	30,393,751円	30,862,846円	31,016,901円	92,273,498円
H 調整交付金見込交付割合	7.40%	7.20%	7.04%	
I 調整交付金見込額 (A+C)*H	44,983,000円	44,442,000円	43,672,000円	133,097,000円
J 財政安定化基金拠出見込額				0円
K 財政安定化基金償還金	0円	0円	0円	0円
L 介護保険準備基金取崩額				38,450,000円
M 介護保険料必要額 F+G-I-L				377,600,786円
N 予定保険料収納率	99.8%			
O 補正後被保険者数	1,837人	1,813人	1,786人	5,436人
P 介護保険料基準額（年額） M÷N÷0				69,600円
Q 介護保険料基準額（月額） P÷12				5,800円

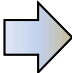
表 所得段階別保険料

所得段階	対象者		合計所得金額等	保険料率	保険料額（年額）	保険料額（月額）
	世帯課税状況	本人課税状況				
第1段階	非課税世帯	非課税	生活保護受給者 合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.285	19,800円	1,650円
第2段階			合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	0.485	33,840円	2,820円
第3段階			合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の人	0.685	47,760円	3,980円
第4段階			合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.833	57,960円	4,830円
第5段階			合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超の人	1.000	69,600円	5,800円
第6段階	課税世帯	課税	合計所得金額が120万円未満の人	1.200	83,520円	6,960円
第7段階			合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.300	90,480円	7,540円
第8段階			合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.500	104,400円	8,700円
第9段階			合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.700	118,320円	9,860円
第10段階			合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.900	132,240円	11,020円
第11段階			合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.100	146,160円	12,180円
第12段階			合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.300	160,080円	13,340円
第13段階			合計所得金額が720万円以上の人	2.400	167,040円	13,920円

◀ 介護保険料の抑制に向けて ▶

介護保険料は、介護サービス給付総額と65歳以上人口により算定されます。当町における介護サービス給付費は第8期計画の伸び幅を下回り、基金の活用も可能となったことから第8期と同額としました。

区 分	第8期	第9期
介護保険準備基金等取崩額	28,505千円	38,450千円
保険料負担緩和額（月額）	422円	561円



◎ 準備基金残高見込
令和5度末 113,850千円

今後も高齢者や認定者の増加が見込まれる中、支援や介護が必要となる年齢を少しでも遅らせることで、介護サービス給付費の伸びの抑制を図るため、次のような取組みを推進します。

- ・ 健康相談や健診受診促進による、成人期からの継続した生活習慣病の発症予防と重症化予防
- ・ 健康づくりの定着を図るための普及啓発や、社会参加促進による健康維持、介護予防の推進

◀ お問合せ先 ▶

介護保険制度やサービス利用、健康に関することなどお気軽にご相談ください。

大樹町高齢者保健福祉推進センターらいい	6-4833（直通）
保健福祉課 介護保険係（介護保険料、要介護認定等）	6-2500（直通）
高齢者支援係（介護・生活支援サービス利用等）	6-2200（直通）
健康係（各種健康診断、健康・栄養相談等）	6-2100（直通）